

議案第12号

葛飾区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年 2月18日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

地方税法の改正の趣旨を踏まえ、保険料に係る延滞金の割合を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区介護保険条例の一部を改正する条例

葛飾区介護保険条例（平成12年葛飾区条例第48号）の一部を次のように改正する。

付則第3条中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に改め、「その年」の次に「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を加え、「当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の付則第3条及び次項の規定は、平成26年1月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の付則第3条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。